

新型コロナウィルス感染症に関する緊急対応策 第2弾－（ポイント）

- ▶ 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0・4兆円、金融措置総額1・6兆円）。
- ▶ 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

		令和2年3月10日 新型コロナウィルス感染症対策本部
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	(3) 事業活動の縮小や雇用への対応	

（1）感染拡大防止策

- ◆ **感染者の特例的対応**
 - ・クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
 - ・介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
 - ・需給面からの総合的なマスク対策

- ・ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
- ・布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
- ・医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
- ・マスクメーカーに対する更なる増産支援

（2）学校の臨時休業に伴つて生じる問題への対応

- ◆ **PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
 - ・PCR検査を保険適用（公費補助により引き続き自己負担なし）
- ◆ **医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速**
 - ・緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
 - ・AMED等の活用による治療薬等の開発加速
- ◆ **症状がある方への対応**
 - ・傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
 - ・政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報（典型的な臨床情報等）
 - ・在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

（3）事業活動の縮小や雇用への対応

- ◆ **雇用調整助成金の特例措置の拡大**
 - ・特別措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化（一齊休業等）、1月遡及適用
 - ・特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）等

（4）事業の変化に即応した緊急措置等

- ◆ **強力な資金繰り対策**
 - ・新型コロナワイルス感染症特別貸付制度」を創設（5,000億円規模）し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - ・信用保証協会によるセーフティネット4号（100%・5号（80%）、危機闘争保証（100%）
 - ・日本政策投資銀行（DBJ）及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援（2,040億円）
 - ・民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- ◆ **サプライチェーン毀損への対応**
 - ・国際協力銀行（JBIC）の「成長投資ファシリティ」等の活用（最大5,000億円規模）
 - ・DBJによる国内サプライチェーン再編支援（再掲）
- ◆ **観光業への対応**
 - ・魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
 - ・事態終息後の官民一体となつたキャンベーン等の検討
- ◆ **生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包摵的支援の強化**
 - ・PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大（1日最大7,000件程度）
 - ・公費補助により引き続き自己負担なし
- ◆ **行政手続、公共調達等に係る臨時措置等**
 - ・新たな法整備（令和2年3月10日閣議決定）
 - ・新型コロナワイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用
- ◆ **水際対策における迅速かつ機動的な対応**
 - ・上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆ **国際連携の強化**
 - ・WHO等による緊急支援への貢献
- ◆ **地方政府への財政支援**
 - ・地方公共団体における取組への財政支援